

児童扶養手当・特別児童扶養手当の制度について

【児童扶養手当】

- **対象者** 次のいずれかに該当する子どもを養育している父母又は養育者
 - ・ 父母が婚姻を解消した子ども
 - ・ 父又は母が死亡した子ども
 - ・ 父又は母に一定の障害がある子ども
 - ・ 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた子ども※子どもとは、18歳になった年の年度末（3月31日）まで。また一定の障害のある場合は20歳未満まで。
- **手当の金額** 令和元年11月分より支払回数が増えとなります
手当は11月（9・10月分）、1月（11・12月分）、3月（1・2月分）、5月（3・4月分）、7月（5・6月分）9月（7・8月分）に2ヶ月分ずつ支給
※支払月が変わる令和元年11月の支払は同年8月分から同年10月分までの3か月分が支払われます。

<支給額>

子どもの人数	月額（全部支給）	月額（一部支給）
1人の場合	42,910円	42,900円～10,120円
2人目加算額	10,140円	10,130円～5,070円
3人目以降加算額	6,080円（1人につき）	6,070円～3,040円（1人につき）

※申請者やその配偶者、及び同居等生計を同じくしている扶養義務者（申請者の父母、兄弟姉妹など）の所得により、手当の支給に制限があります。

【特別児童扶養手当】

- **対象者** 精神又は身体に一定の障害がある20歳未満の子どもを養育している父母又は養育者
- **手当の金額** 手当は1年に3回、4月（12～3月分）、8月（4～7月分）、11月（8～11月分）に4か月分ずつ支給

<支給額>

障害の状態	月額（1人につき）
1級（重度）	52,200円
2級（中度）	34,770円

※申請者やその配偶者、及び同居等生計を同じくしている扶養義務者（申請者の父母、兄弟姉妹など）の所得により、手当の支給が停止になることがあります。

※障害の状態は、各種障害者手帳の等級とは異なります。

【児童扶養手当現況届・特別児童扶養手当所得状況届の提出について】

児童扶養手当を受けている方は『現況届』、特別児童扶養手当を受けている方は『所得状況届』を毎年8月に提出する必要があります。

これらの届出をしない場合、8月分以降の手当を受給できなくなりますのでご注意ください。

手続き方法

手当を受けている方には、7月下旬に書類を送付します。必要書類をご準備頂き役場窓口へご提出下さい。

提出期日

特別児童扶養手当・・・8月1日(木)から8月16日(金)まで（土日祝日は除く）

児童扶養手当・・・8月1日(木)から8月23日(金)まで（土日祝日は除く）

※午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時を除く）

問合せ

健康福祉課福祉担当

☎66・3111

内線124